

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年7月29日
【計算期間】	第1期（自平成22年4月19日 至平成23年5月25日）
【ファンド名】	みずほ グローバル・マクロ・ファンド（2010-04）
【発行者名】	リクソー投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 窪 蘭 敏郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル
【事務連絡者氏名】	伊藤 妙子
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル
【電話番号】	03-4520-8400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、ジャージー籍外国投資法人「グローバル・マクロ・ポートフォリオ・ピーシー」（「グローバル・マクロ・ポートフォリオ」、「参照ファンド」ともいいます。）のパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する円建てユーロ・ミディウム・ターム・ノート（「パフォーマンス連動債」といいます。）へ投資を行います。当該参照ファンドは複数のヘッジファンドに投資するファンド・オブ・ヘッジファンズであり、主としてグローバル・マクロ戦略を採用する複数のヘッジファンド（「マスターファンド」といいます。）により構成されるポートフォリオで運用を行います。よって、当ファンドは、グローバル・マクロ・ポートフォリオの投資成果を獲得することを目的とします。

なお、参照ファンドは米ドル建てですが、当該外貨建て資産に対しては、実質的に為替ヘッジを行いません。

②信託金の限度額

1,000億円とします。

③ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類の属性区分に該当します。

◆商品分類

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
	海 外	債 券	
		不動産投信	
追加型投信		その他資産	特殊型
	内 外	()	(絶対収益追求型)
		資産複合	

<商品分類の定義>

項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類	特殊型 (絶対収益追求型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
------	------------------	---

◆属性区分

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本) 日本	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア	条件付運用型
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	絶対収益追求型
その他資産 (投資信託証券（株式（一般））)	日 々 その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)	その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

項目	該当分類	分類の定義
投資対象資産	債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (含、日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含、日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型	絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
-----	---------	---

上記の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、上記以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

④ファンドの特色

当ファンドの特徴

1

当ファンドは、パフォーマンス連動債^(注1)を通じて、世界を代表する複数のグローバル・マクロ戦略ファンドで構成される「グローバル・マクロ・ポートフォリオ」（以下、「参照ファンド」ともいう）に投資します。

グローバル・マクロ戦略とは・・・

グローバル・マクロ戦略とは、刻々と変化する景気・財政・金融・政治・需給動向等を世界的視野で分析、その分析から得られた適正価値と市場実勢との乖離を投資機会として追求する手法をいいます。

2

「グローバル・マクロ・ポートフォリオ」は、業界トップクラスの運用会社が運用するファンドを中心に構成します。

グローバル・マクロ・ポートフォリオは、ヘッジファンド運用資産残高世界一のブリッジウォーター・アソシエーツや欧州最大のグローバル・マクロ運用会社プレバン・ハワード・アセット・マネジメント等（2009年1月現在）、世界有数の運用会社のグローバル・マクロ戦略ファンドの組み入れを予定しています。（以下、組み入れるファンドを「マスターファンド」という）

当初組入予定マスターファンドの運用会社の一部^(注2)（他の複数のファンドを設定当初から組み入れる可能性があります。）

ブリッジウォーター・アソシエーツ

プレバン・ハワード・アセット・マネジメント

アルマジロ・アセット・マネジメント

マウント・ルークス・マネジメント

3

「グローバル・マクロ・ポートフォリオ」の運用は、大手ファンド・オブ・ファンズ運用会社であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが行います。

リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下、「リクソー社」）が、当ファンドの実質的な投資先である「グローバル・マクロ・ポートフォリオ」に組み入れるマスターファンドの選定・管理を行います。

リクソー社が考えるグローバル・マクロ戦略の優れた運用会社とは・・・

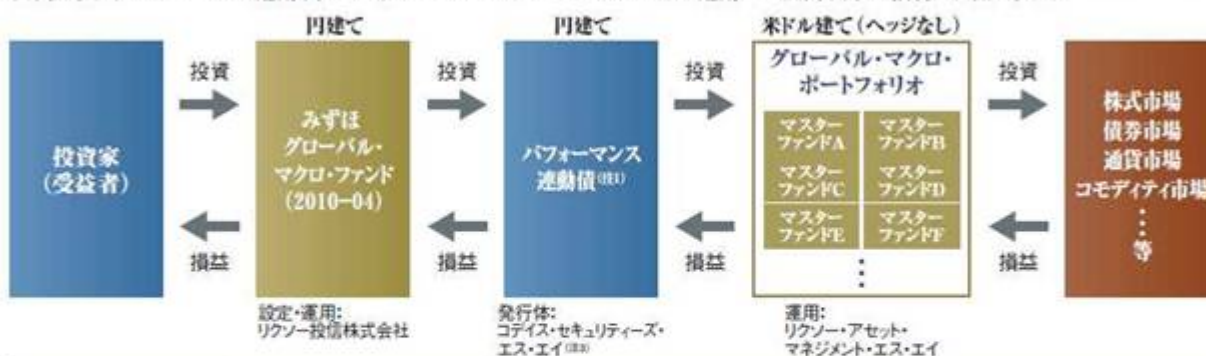
- 長期間にわたり安定的かつ優れた運用成績を達成してきた運用会社
- 一定規模の運用資産残高を有し、かつ安定的な運用成績がある運用会社
- リスク管理に優れ、金融危機のような状況下においても顧客資産を保全できると考えられる運用会社

※ 上記はリクソー社の見解であり、当ファンドの運用における安定性を示すものではありません。

4/65

当ファンドの仕組み

当ファンドは、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ^(注3)が発行する円建てユーロ・メディアム・ターム・ノート(以下、「パフォーマンス連動債^(注1)」)に投資します。パフォーマンス連動債^(注1)は、グローバル・マクロ・ポートフォリオに連動した投資成果の獲得を目指します。



当初組入予定マスターファンドの一部 ^(注2)	運用会社 ^(注2)
リクソー／ブリッジウォーター・ファンド・リミテッド(クラスB) (以下、「ブリッジウォーター」)	ブリッジウォーター・アソシエイツ
プレバン・ハワード・ファンド(クラスB) (以下、「プレバン・ハワード」)	プレバン・ハワード・アセット・マネジメント
リクソー／アルマジロ・コモディティーズ・ファンド・リミテッド(クラスB) (以下、「アルマジロ」)	アルマジロ・アセット・マネジメント
リクソー／MLM マクロ・ファンド・リミテッド(クラスB) (以下、「マウント・ルーカス」)	マウント・ルーカス・マネジメント

(注1) 組み入れ予定のパフォーマンス連動債は円建てですが、償還時点における元本が保証されているものではなく、参照ファンドに係る価格変動リスク、為替変動リスク等も内包されます。

(注2) 当初設定時のグローバル・マクロ・ポートフォリオの組入予定マスターファンド(あるいはその運用会社)の一部であり、実際の設定時には異なるマスターファンドを追加して組み入れる可能性があります(均等配分となるとは限りません。)。また、グローバル・マクロ・ポートフォリオは、運用開始後も随時モニターされますので、実際の組入マスターファンドは今後の市場環境やそれに基づく運用状況により、リクソー社の判断で変更されることがあります。

(注3) ルクセンブルク大公国法に基づき設立されたソシエテ・ジェネラル・グループの特別目的会社です。

グローバル・マクロ戦略への投資

グローバル・マクロ戦略とは・・・

グローバル・マクロ戦略とは、刻々と変化する景気・財政・金融・政治・需給動向等を世界的視野で分析、その分析から得られた適正価値と市場実勢との乖離を投資機会として追求する手法をいいます。

グローバル・マクロ戦略の運用プロセス・イメージ



※上記は一般的なグローバル・マクロ戦略の運用プロセスのイメージ図であり、実際に上記のような運用が行われるとは限りません。

今、何故グローバル・マクロ戦略なのか

米大手投資銀行リーマン・ブラザーズ破綻後、前例のない財政・金融政策が実施されました。今、その政策を平時に戻す「出口戦略」が模索されています。グローバル・マクロ戦略は、マクロ経済環境の変化を捉えながら収益を追求する戦略で、現在のような経済環境下では有効な投資戦略の一つと考えられます。

前例のない財政・金融政策を平時に戻す「出口戦略」の模索はじまる

リーマン・
ブラザーズ破綻

2008年

前例のない
財政支出・金融緩和

2009年

景況感
回復

2010年

政策の
軌道修正

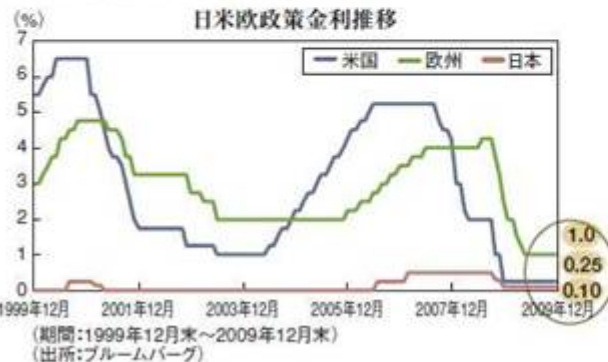
前例のない世界的低金利環境

経済の落ち込みに対応して、各国の中央銀行は政策金利を大幅に引き下げました。事実上のゼロ金利政策からの脱却が各国中央銀行の課題です。

米国：フェデラルファンド（FF）レート

欧州：ECB（欧州中央銀行）政策金利

日本：無担保コール翌日物金利



急速に膨張した欧米中銀の資産

リーマン・ブラザーズの破綻後、金融システムの混乱を封じ込めるために、FRB（米連邦準備制度）やECB（欧州中央銀行）は、国債、コマーシャル・ペーパー、資産担保証証券等の買い取りを実施し、市場の「最後の買い手」の役割を担いました。買い取った資産をどのような手段を用いて減らすかを市場は注目しています。



平時への回帰が模索される中で、金融市場環境の変化が予想されます。

※上記内容は本資料作成時点におけるリクソー投信株式会社の見解であり、将来の市場環境の変化や運用成果などを保証するものではありません。

グローバル・マクロ戦略への投資

代表的な指数に見る過去の環境変化とグローバル・マクロ戦略

グローバル・マクロ戦略指数と市場指数の対比

グローバル・マクロ戦略は金融市場環境の変化を捉えて収益の追求を目指してきました。



グローバル・マクロ戦略指数：ユーリカヘッジ・マクロ・ヘッジファンド・インデックス®
年間騰落率：（当年末指数値／前年末指数値－1）

※世界有数のヘッジファンド調査会社であるユーリカヘッジ社が算出する指数であり、ヘッジファンド指数の代表的なものの一つです。

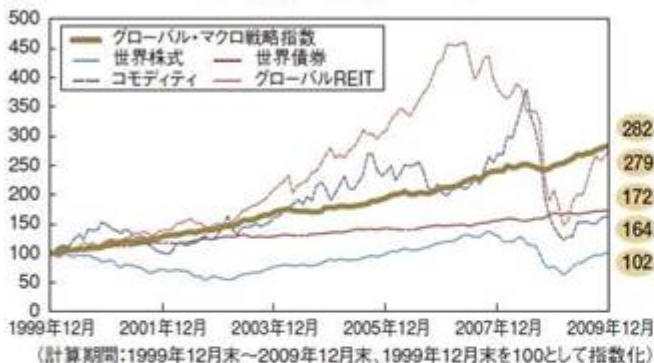
FFレート：米国の代表的な短期金利の一つ。

VIX指数：シカゴ・オプション取引所が作り出した「ボラティリティ・インデックス」の略称です。この指数は投資家心理を示す数値として利用されており、「恐怖指数」と呼ばれることがあります。

S&P500年間変動率：〔（当年最高値－当年最低値）÷当年最低値〕

各資産とのパフォーマンス比較(ご参考)

グローバル・マクロ戦略指数は、他資産に比べ安定したリターンで推移しています。また、伝統的資産との相関も低く、ポートフォリオの分散が期待できます。



グローバル・マクロ戦略指数:ユーリカヘッジ・マクロ・ヘッジファンド・インデックス
グローバルREIT:S&P先進国REIT指数(トータルリターン、米ドル建て)
世界債券:シティグループ世界国債指数(米ドルヘッジ)
コモディティ:S&P GSCIトータル・リターン(米ドル建て)
世界株式:MSCI世界株式指数(トータルリターン、米ドルヘッジ)

	グローバル・マクロ戦略指数	グローバルREIT	世界債券	コモディティ	世界株式
累積リターン(注1)	182.3%	179.0%	71.5%	63.7%	2.3%
年率リターン(注2)	10.9%	10.8%	5.5%	5.0%	0.2%
年率標準偏差(注3)	4.4%	22.0%	3.0%	25.8%	16.9%
最大下落率(注4)	-4.0%	-67.8%	-2.7%	-67.6%	-53.7%
相関係数(注5)	-	0.18	0.08	0.32	0.37

(注1) 累積リターンとは、ある一定期間のファンドの収益率を累積ベースでパーセント表示したものです。(注2) 年率リターンは累積リターンを年率換算したものです。
(注3) 標準偏差は変動率を意味します。年率標準偏差は月次リターンの標準偏差を年率換算したものです。(注4) 最大下落率とは、過去に経験した最高値からの下落のうち、最も大きな割合のものを表します。(注5) グローバル・マクロ戦略指数との相関係数を表します。相関係数とは、二つの変数の動きの関係を表すもので、-1から+1の間の値をとり、+1に近づくほど値動きが同方向に動き、-1に近づくほど反対方向に動くことを意味しています。0に近い場合には、値動きの関連性が低いことを意味しています。
(出所:リクソー社、ブルームバーグ)

※上記はユーリカヘッジ・マクロ・ヘッジファンド・インデックスの過去のデータであり、グローバル・マクロ・ポートフォリオの運用実績ではありません。また、ユーリカヘッジ・マクロ・ヘッジファンド・インデックスの将来の動向およびグローバル・マクロ・ポートフォリオの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

グローバル・マクロ・ポートフォリオの当初組入予定マスターファンド

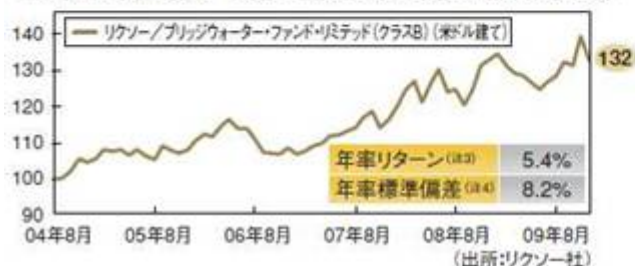
グローバル・マクロ・ポートフォリオの内容をご理解いただくために、当初組入予定マスターファンド(注1)の運用会社概要および設定来パフォーマンスの一部を表示しています。また、当該マスターファンドは海外において運用されている投資商品であり、日本において届出、開示がなされている公募投資信託ではなく、金融商品取引法に基づき登録されている日本の金融商品取引業者を通じて直接投資することはできません。

ブリッジウォーター

会社名	ブリッジウォーター・アソシエーツ
設立	1975年
運用責任者	レイモンド・ダリオ氏
所在地	米国(コネチカット)
従業員数	865名(2009年12月現在)
運用資産残高	約733億米ドル(≒6.75兆円(注2)) (2009年12月現在)

設定来パフォーマンス推移

(計算期間:2004年8月末～2009年12月末、2004年8月末を100として指数化)

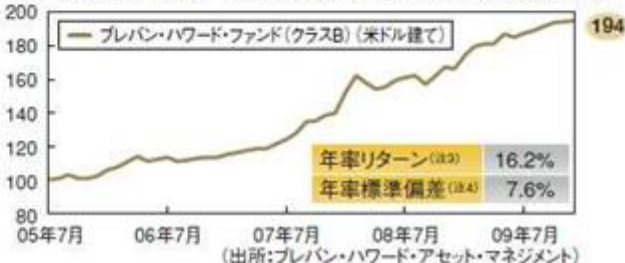


ブレバン・ハワード

会社名	ブレバン・ハワード・アセット・マネジメント
設立	2002年
運用責任者	アラン・ハワード氏
所在地	英国(ロンドン)
従業員数	315名(2009年12月現在)
運用資産残高	約270億米ドル(≒2.49兆円(注2)) (2009年12月現在)

設定来パフォーマンス推移

(計算期間:2005年7月末～2009年12月末、2005年7月末を100として指数化)

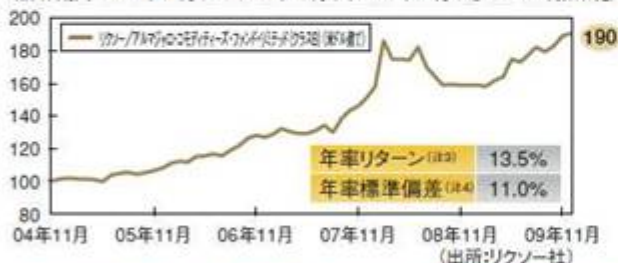


アルマジロ

会社名	アルマジロ・アセット・マネジメント
設立	2002年
運用責任者	ジョン・ティルニー氏
所在地	英国（ロンドン）
従業員数	30名（2009年12月現在）
運用資産残高	約14億米ドル（≒1,300億円 ^(注2) ） （2009年12月現在）

設定来パフォーマンス推移

(計算期間:2004年11月末～2009年12月末、2004年11月末を100として指数化)

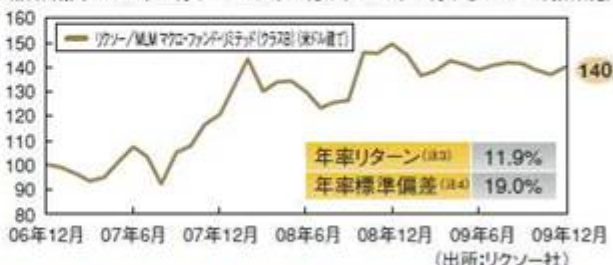


マウント・ルークス

会社名	マウント・ルークス・マネジメント
設立	1988年
運用責任者	ティモシー・ワドロー氏
所在地	米国（ペンシルバニア）
従業員数	25名（2009年12月現在）
運用資産残高	約17億米ドル（≒1,600億円 ^(注2) ） （2009年12月現在）

設定来パフォーマンス推移

(計算期間:2006年12月末～2009年12月末、2006年12月末を100として指数化)



※上記の設定来パフォーマンス推移は、各マスターファンドの報酬控除後のものです。また、過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

(注1) 当初設定時のグローバル・マクロ・ポートフォリオの組入予定マスターファンドの一部であり、実際の設定時には異なるマスターファンドを追加して組み入れる可能性があります（均等配分となるとは限りません）。また、グローバル・マクロ・ポートフォリオは、運用開始後も随時モニターされますので、実際の組入マスターファンドは今後の市場環境やそれに基づく運用状況により、リクソー社の判断で変更されることがあります。

(注2) 米ドルの円貨換算は2009年12月末の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ドル＝92.10円）によります。

(注3) 年率リターンとは、上記の各計算期間の収益率を年率換算で表示したものです。

(注4) 標準偏差は変動率を意味します。年率標準偏差は月次リターンの標準偏差を年率換算したものです。



グローバル・マクロ・ポートフォリオについて

世界有数の運用会社（グローバル・マクロ戦略）を厳選

- グローバル・マクロ・ポートフォリオには、金融危機など市場の混乱の中でも、顧客資産の保全に実績を残した運用会社の組み入れを行う予定です。
- 当初組入予定マスターファンドのうち2社がヘッジファンド運用会社の運用資産残高ランキング上位10社に名を連ねています。

ヘッジファンド運用会社 運用資産残高ランキング

	会社名	運用資産(億米ドル)
1	ブリッジウォーター・アソシエーツ	386
2	JPモルガン・アセット・マネジメント	329
3	ポールソン・アンド・カンパニー	290
4	D.E.ショウ・アンド・カンパニー	286
5	プレバン・ハワード・アセット・マネジメント	268
6	オク・ジフ・キャピタル・マネジメント・グループ	221
7	マン・インベストメンツ	220
8	ソロス・ファンド・マネジメント	210
9	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	206
10	ファラロン・キャピタル・マネジメント	200
10	ルネッサンス・テクノロジー	200

(出所:ヘッジファンド・インテリジェンス、2009年1月1日現在)

※上記はヘッジファンド戦略で運用するファンドのみの運用資産残高であり会社全体の運用資産残高とは異なる場合があります。

リクソー社について

- ▶ グローバル・マクロ・ポートフォリオの運用は、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが行います。
- ▶ フランスの大手銀行ソシエテ ジェネラルの資産運用子会社として1998年に設立され、3分野（ヘッジファンド投資、ストラクチャード・ファンド、ETFなどのインデックス・トラッキング）に特化したビジネス展開を行っています。
- ▶ 合計約1,700ファンドを運用し、運用資産残高は1,243億米ドル（≒11.45兆円^(注1)）、従業員数は500名超です。（2009年12月末現在）
- ▶ ファンド・オブ・ファンズは、約177億米ドル（≒1.63兆円^(注1)）を運用しており、業界大手の一社に名を連ねます。（2009年12月末現在）
- ▶ リクソー社は、アジア・リスク誌「アセット・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」やヘッジファンド・レビュー誌「ベスト・オーバーオール投資プラットフォーム」など、業界の様々な賞を受賞しています。

（注1）米ドルの円貨換算は2009年12月末の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ドル＝92.10円）によります。



パリのリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ本社（ソシエテ ジェネラル本社タワー）

【最近の受賞歴】



2007年、2009年
「インスティテュショナル・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」
[オルタナティブ・インベスタメント・ニュース誌]



2004年、2007年、2008年
「アセット・マネージャー・オブ・ザ・イヤー」
[アジア・リスク誌]



2004年、2006年
「ベスト・マネージド・アカウント・プラットフォーム」
[オルボン社グラニース・アワード]



2007年、2008年、2009年
「ベスト・オーバーオール投資プラットフォーム」
「ベスト・マネージド・アカウント・プラットフォーム」
[ヘッジファンド・レビュー誌]

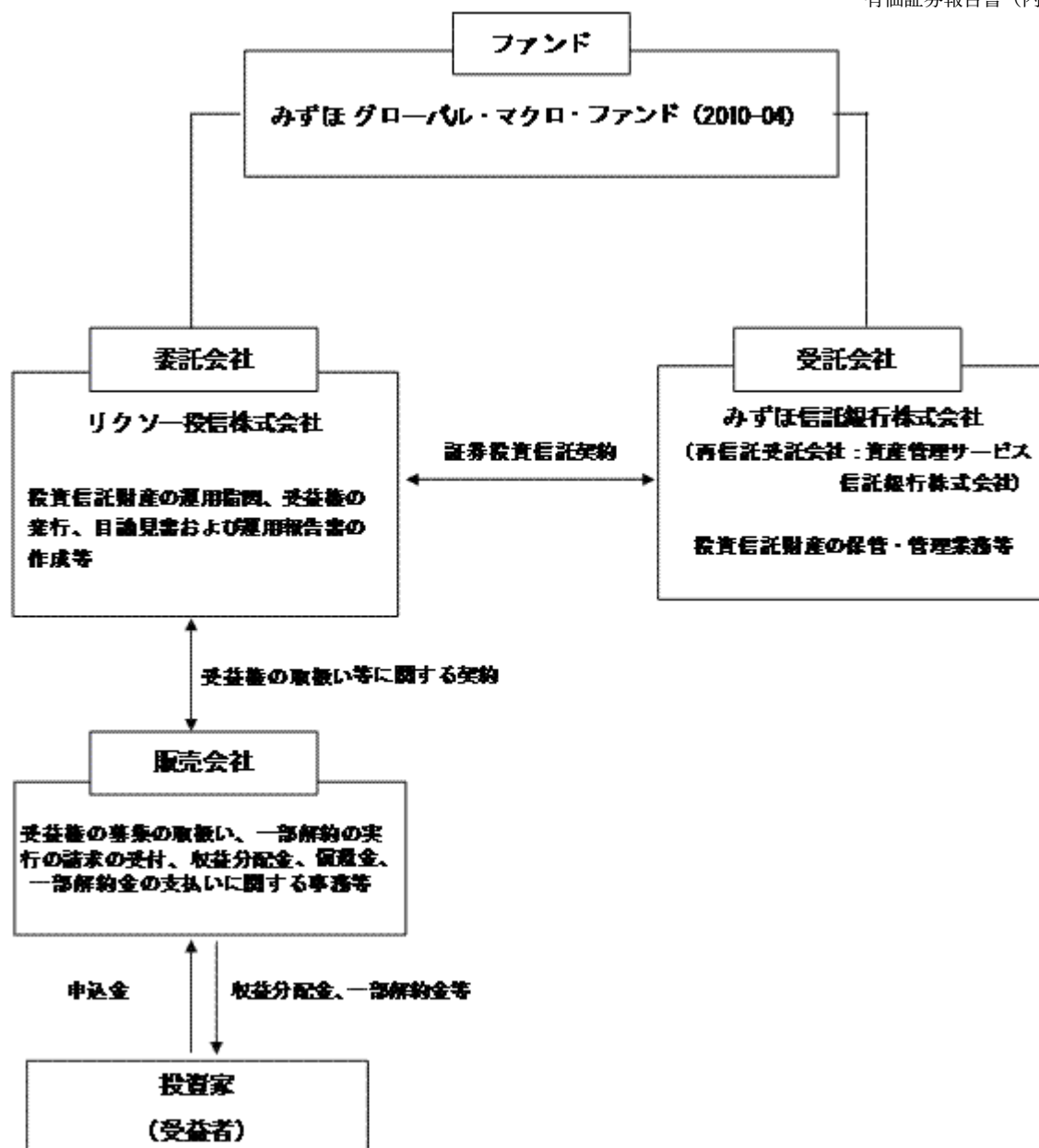
※上記受賞実績は、第三者機関が過去一定期間の実績をもとに評価したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年4月19日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



②委託会社およびファンドの関係法人の運営上の役割

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社、販売会社）の名称ならびに運営上の役割りの概要は以下のとおりです。

1) 委託会社：リクソー投信株式会社

当ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図、受益権の発行、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

2) 受託会社：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、金融機関、第一種金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

3) 販売会社：みずほ証券株式会社、ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、受益者からの一部解約の

実行の請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払い事務等を行います。

③委託会社と関係法人との契約の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社との間では、受益権の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

④委託会社の概況

1) 資本金の額（平成23年6月末現在）：498百万円

2) 会社の沿革

平成19年4月 6日 リクソー投信株式会社設立

平成19年7月 12日 投資信託委託業の認可取得

平成19年9月 30日 金融商品取引業者として登録

3) 大株主の状況（平成23年6月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率 (%)
ソシエテ ジェネラル	フランス、75009 パリ、オスマン通り29番	9,960株	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

投資信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

②投資対象

「コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ」が発行する円建てユーロ・ミディアム・ターム・ノート（「パフォーマンス連動債」）を主要投資対象とします。

※「コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ」（Codeis Securities SA）（「コデイス」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社（Societe anonyme）として設立された特定目的会社（societe de titrisation）です。コデイスの事業は、ルクセンブルグの証券化に関する2004年3月22日法（その後の改正を含む。）（以下「2004年証券化法」という。）に従っています。コデイスは、ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de surveillance du secteur financier）から、2004年証券化法に基づく規制特定目的会社として認可されています。

③投資態度

1) パフォーマンス連動債への投資比率は、原則として高位を維持します。

2) 原則として、設定当初に組入れたパフォーマンス連動債については、一部解約の対応で売却する場合等を除き、当該パフォーマンス連動債が償還されるまで保有します。ただし、当該パフォーマンス連動債の発行体や関係者に係る信用状況が著しく悪化した場合、当該パフォー

マンス連動債の当初の償還日が延長された場合等、受益者の利益のために委託会社が必要と判断するときには、当該パフォーマンス連動債を売却することや、他の銘柄に入替えることがあります。なお、これらの場合には、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果が達成されない場合があります。

- 3) 第5計算期間以降の計算期間（延長された計算期間を含みます。）において、計算期間の末日が属する月の前月の最終日本の営業日（以下、日本の営業日を「国内営業日」または単に「営業日」といいます。）に、当ファンドが保有するすべてのパフォーマンス連動債についての償還に係る受渡しの完了または売却に係る受渡しの完了（以下「全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了」といいます。）を委託会社が確認できない場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託期間を一計算期間（1年間）延長するものとします。また、当該信託期間の延長の累計が3計算期間を超える場合には、以降の延長については、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託期間を延長することができます。なお、委託会社による受渡しの完了の確認とは、委託会社が受託会社より受渡完了の通知を受領することをいいます（以下同じ。）。
- 4) 延長された計算期間において、計算期間の初日以降当該計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日の前日までの期間に、全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了を委託会社が確認できた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、委託会社が当該確認できた日から40日以内に投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 5) 第5計算期間以降の計算期間（延長された計算期間を含みます。）において、計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日の翌日以降当該計算期間の末日までの期間に、全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了を委託会社が確認できた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該計算期間の末日の翌日から40日以内に投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 6) 資金動向、市況動向等によっては暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります、この場合には前記の投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限 ⑩、⑪、⑫」に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権（前記1）、2)および後記4)に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 4) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

②投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ」が発行する円建てユーロ・メディアム・ターム・ノート（「パフォーマンス連動債」）に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1) から11) の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前記21) の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1)の証券または証書、ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、ならびに14) の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5) の権利の性質を有するもの

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1) から6) に掲げる金融商品により運用すること

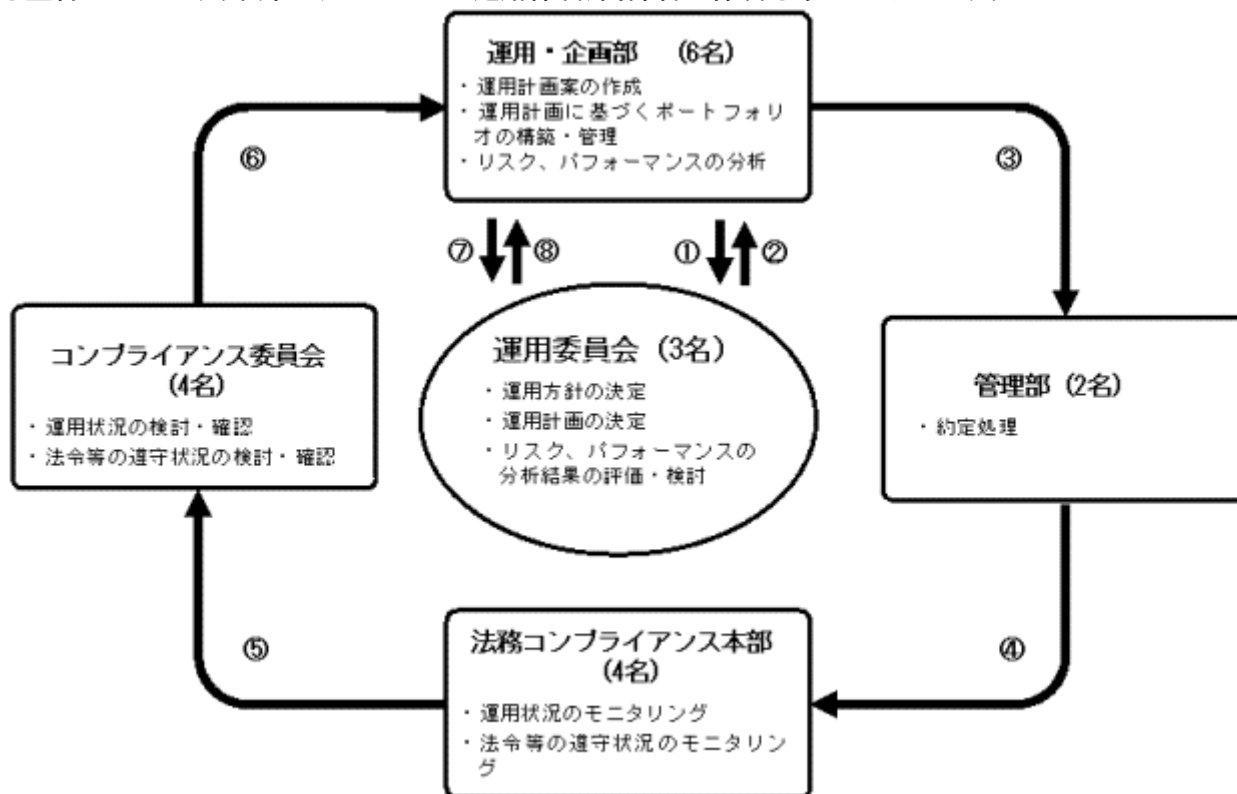
との指図ができます。

(3)【運用体制】

《運用体制》

委託会社は、「投資信託財産の運用に関する社内規定」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。

運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。



① 運用計画の作成

運用・企画部は、ファンドの運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会に提出します。

② 運用計画の決定

運用委員会では適宜運用計画案の内容を検討し、承認のうえ、運用計画を決定します。

③ 運用の実行、売買の発注・約定

運用・企画部の運用担当者は、運用計画に基づき、社内規則に則って投資信託財産の運用を行います。

約定結果は管理部において処理されます。

④ 発注伝票のチェック

処理済の発注伝票は法務コンプライアンス本部においてチェックを受けるとともに、運用状況や法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。

⑤、⑥ モニタリング結果の報告・確認

法務コンプライアンス本部で行ったモニタリングの結果は、コンプライアンス委員会において検討・確認され、指摘事項については解決が図られます。

⑦ リスク、パフォーマンスの分析

運用・企画部は、ファンドのリスクおよびパフォーマンスの分析を行い、運用委員会に提出します。

⑧ リスク、パフォーマンスの分析結果の評価・検討

運用委員会ではリスクおよびパフォーマンスの分析結果を評価・検討し、その内容はその後の運

用計画に反映されます。

前記の運用体制等は平成23年6月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（毎年5月25日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、収益の分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれか多い額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に基づき運用を行います。

②収益の分配

信託期間中の収益分配は、次に掲げる収益分配可能額の範囲内で、前記の収益分配方針にしたがって行います。

収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務の諸費用等および信託報酬（共に消費税等相当額を含みます。）控除後、収益分配前の投資信託財産の純資産総額（純資産総額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）に応じ、次に掲げる額とします。

- 1) 当該純資産総額が、元本額以上の場合には、当該元本超過額または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から信託事務の諸費用等および信託報酬（共に消費税等相当額を含みます。）ならびに計算期間中の一部解約額に係る配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額。
- 2) 当該純資産総額が、元本額に満たない場合には、配当等収益の額から信託事務の諸費用等および信託報酬（共に消費税等相当額を含みます。）ならびに計算期間中の一部解約額に係る配当等収益に相当する額を控除した額。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）にお支払いを開始します。

(5)【投資制限】

①外貨建資産への投資（投資信託約款「運用の基本方針」2. 運用方法（3）投資制限①）

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資は行いません。

②株式への投資（投資信託約款第14条）

株式への投資は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③新株引受権証券等への投資（投資信託約款第14条）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資（投資信託約款第18条）

同一銘柄の株式への投資は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款第18条）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款第18条）

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦投資信託証券への投資（投資信託約款第14条）

投資信託証券への投資は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧投資する株式等の範囲（投資信託約款第17条）

1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第19条）

1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2) 前記1)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑩先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第20条）

1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第21条）

1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評

価するものとします。

- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第22条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 6) 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬有価証券の貸付の指図・目的・範囲（投資信託約款第23条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑭資金の借入れ（投資信託約款第29条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日に

おける投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

- ⑮同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ⑯デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

当ファンドはパフォーマンス連動債への投資を通じて、ヘッジファンドである複数のマスターファンドを組み入れる参照ファンドへ投資します。このため、当ファンドの基準価額は参照ファンドを介し実質的に組み入れた有価証券等の値動きや、当該有価証券の発行者に係る信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により変動します。当ファンドは元本が保証されているものではなく、投資金額を回収できない場合や損失を被る場合があります。このため、お申込みにあたっては、当ファンドの内容、リスク等を十分ご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドの基準価額に影響を与えるリスクおよび留意事項としては、主として次のものがあります。なお、以下に記載するリスクおよび留意事項は、当ファンドに関するすべてのリスクおよび留意事項を完全に網羅していないことにつきご留意ください。

(1) 当ファンドのリスク

①価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、参照ファンドのパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、参照ファンドはファンド・オブ・ヘッジファンズであり、ヘッジファンドである複数のマスターファンドへの投資により運用を行うため、これらマスターファンドの価格変動の影響により参照ファンドの価格は変動します。ヘッジファンドは一般的に、株式・債券・コモディティ・金利・通貨等およびこれらを原資産とする先物・オプション・デリバティブ取引等様々な手段を介し運用を行います。これら金融商品等の価格変動は、パフォーマンス連動対象である個々のマスターファンド、それらマスターファンドで構成される参照ファンドの価格に影響を与え、当ファンドの主たる投資対象であるパフォーマンス連動債の価格変動要因となります。通常は、参照ファンドの価格が下落（上昇）した場合には、当該パフォーマンス連動債の価格も下落（上昇）するため、結果として当ファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

②為替変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は円建てですが、参照ファンドは米ドル建てであり、当該外貨建て資産に対しては、実質的に為替ヘッジを行いません。このため、為替変動によりパフォーマンス連動債の価格は変動し、米ドルが対円で下落（上昇）した場合には、パフォー

マンス連動債の価格が下落（上昇）する要因となり、結果として当ファンドの基準価額の下落（上昇）要因となります。

③参照ファンドのパフォーマンスに連動しないリスク

当ファンドは、主要投資対象とするパフォーマンス連動債を高位に組入れ、米ドルベースで参照ファンドのパフォーマンスに連動することを目指しますが、一部解約などへの対応、信託報酬の支弁、参照ファンドとパフォーマンス連動債との値動きの連動性の乖離の影響等により、当ファンドと参照ファンドのパフォーマンスが連動しない場合があります。

④銘柄集中リスク

当ファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、当該パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。また、パフォーマンス連動債の価格は、参照ファンドの価格変動の影響を大きく受けて変動します。当該参照ファンドの運用は複数のマスターファンドへの投資により開始することが予定されていますが、分散効果を得るに十分なファンド数となっているものではありません。このため、参照ファンドの価格は、特定のマスターファンドの価格変動の影響を大きく受けて変動する場合があります。結果として、当ファンドの基準価額が特定のマスターファンドの価格変動の影響を受けて大きく変動する場合があります。

⑤信用リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体であるコデイス・セキュリティーズ・エス・エイ（以下「コデイス」といいます。）の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。パフォーマンス連動債は参照ファンド等を担保として設定しますが、当ファンドの権利が他の担保権者（パフォーマンス連動債に係る受託者やスワップ・カウンターパーティーなど）の請求権よりも劣後することから、担保の換金額が不足する場合には当該不足額が当ファンドの損失となり、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。また、担保として設定される参照ファンド等は、発行体であるコデイスの為に、証券保管機関であるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラストが直接、または、担保資産の性質によってはその委託先であるソシエテ ジェネラルかその他の金融機関（併せて「委託先」といいます。）を通して間接的に、保管します。このため、当該証券保管機関や委託先に倒産事由が発生した場合には、支払いの遅れによって当ファンドの基準価額が影響を受けたり、万一担保資産の処分・決済等に制限が課されれば、当ファンドにおいて損失が発生することがあり得ます。

また、当ファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があります。結果として損失が発生し、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

⑥流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、当該パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、当該パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることで流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合や当該パフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、当該パフォーマンス連動債に係る参照ファンドの価格の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合、当該参照ファンドの買付や解約の一部または全部が制限・中止・延期された場合等には、当該パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果として当ファンドが損失を被り、当ファンドの基準価額が下落する場合があります。

《ご参考》ヘッジファンド投資に係る主なリスクおよび留意事項

参照ファンドはファンド・オブ・ヘッジファンズであり、ヘッジファンドである複数のマスターファンドへの投資により運用を行います。マスターファンドもさまざまなリスクを有しており、それにより損失が発生し、結果として参照ファンドの価格が大きく下落することもあります。

以下は、ヘッジファンドにおける一般的なリスク・留意事項を記載していますが、ヘッジファンド投資に係るリスク・留意事項はこれらに限定されるものではありません。

- ① 市場リスク（金融商品等の市場価格が予想に反する方向に動くことによって損失が発生するリスク。価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどを含みます。）
- ② 信用リスク（証券等の発行者や取引相手が債務を履行しない、または履行しない可能性が高まるリスク。債務不履行リスクやデフォルト・リスクともいいます。）
- ③ 銘柄集中リスク（特定の証券や取引に資産を集中させるリスク。分散投資が行われないことにより、特定の証券や取引の価格変動の影響を大きく受けます。）
- ④ 流動性リスク（流動性が低いことにより、不利な価格で証券等の売買や取引を行わざるを得ないリスク。）
- ⑤ レバレッジ・リスク（レバレッジを高めることにより、金融商品等の価格の変動の影響が増幅されるリスク。）
- ⑥ 運用者リスク（特定の運用者の能力に依存するリスク。運用者の交代等により、パフォーマンスの継続性が失われる可能性があります。）
- ⑦ モデル・リスク（運用モデルの設計ミスや、時間の経過に伴い当初の運用手法に対してモデルがそぐわなくなってしまうリスク。）
- ⑧ 法令・規則リスク（ヘッジファンドに対する規制や取引等に係る制限、税制の変更等のリスク。）
- ⑨ カウンターパーティー・リスク（プライム・ブローカーなどのカウンターパーティーからの資金供給の停止、取引・決済の不履行、預入資産の喪失等のリスク。）
- ⑩ オペレーショナル・リスク（システムダウンや人為的な過失等の発生により損失が生じるリスク。）
- ⑪ 情報開示等（ヘッジファンドはその運用性格上、投資手法や投資対象を適時・詳細に開示していない場合があります、運用状況について十分な情報の開示や入手が困難な場合があります。）

(2) 当ファンドの主な留意事項

① 換金手続きに関わる留意事項

当ファンドにはクローズド期間が設けられており、クローズド期間中は特別な事由による場合を除き、換金はできません。なお、クローズド期間終了後は換金のお申込みを受付けることはできますが、常時受付けを行うものではなく、原則として3ヵ月に一度、解約請求により換金のお申込みを受付けます。

当ファンドでは、解約請求による換金の手続きにおいて、換金のお申込み受付け時点（解約請求受付日）から換金価額が確定する日（解約基準日）まで通常でも4ヵ月半程度の期間を要します。このため、換金のお申込み受付け時点の基準価額と実際の換金価額に適用される解約基準日の基準価額が大きく異なる可能性があり、換金のお申込受付け時点の基準価額に比べて実際の換金価額に適用される解約基準日の基準価額の方が著しく低い場合には、予想外の大きな損失を被る可能性があります。

② 換金申込みに関わる留意事項

委託会社は、何らかの事由により当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の値付け業務や売買が制限・中止・延期された場合、参照ファンドの価格の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合、参照ファンドの買付や解約の一部または全部が制限・中止・延期された場合、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときには、当ファンドに係る換金のお申込みの受付けおよび既に受付けた換金のお申込みを制限・延期・中止（取消し）する場合、また

は、既に受付けた換金のお申込みに係る解約基準日（換金価額が確定する日）を延期（換金代金の支払日も延期されます。）する場合があります。

③基準価額に関わる留意事項

当ファンドの基準価額には、パフォーマンス連動債の価格を通じて参照ファンドの価格が反映しています。原則として、参照ファンドの価格は月次で、参照ファンドにおける価格の基準日の約1ヵ月後に算出されます。また、パフォーマンス連動債の価格は直近の参照ファンドの価格（月次）に日々の為替レートを考慮して、日次で算出されます。したがって、参照ファンドの価格の変動は実質的には月に一度、参照ファンドの価格の基準日から1ヵ月以上遅れて当ファンドの基準価額に反映し、以降、1ヵ月の間は、参照ファンドの同一の価格が当ファンドの基準価額に反映していることになります。このように、当ファンドの基準価額の算出タイミングと参照ファンドの価格の算出タイミング、また、参照ファンドの価格を算出するために使用する各マスターファンドの価格の算出タイミング、更には、各マスターファンドの価格を計算するために使用する株式・債券・コモディティ・金利・通貨等およびこれらを原資産とする先物・オプション等ならびに様々なデリバティブ取引等の市場価格の適用タイミングの間には時間のずれが生じるため、当ファンドの基準価額は、当該基準価額の算出日現在の市場を反映しているわけではありません。

また、参照ファンド等の価格算出に際しては入手可能な見積価格等を使用する場合もあるため、結果として価格算出時点における市場価格が当ファンドの基準価額に正確に反映しない可能性もあります。

なお、原則として、為替の変動は日々、パフォーマンス連動債の価格に反映するため、結果として当ファンドの基準価額にも反映することになります。

④運用に関わる留意事項

委託会社は、当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の発行体や関係者に係る信用状況が著しく悪化した場合、当該パフォーマンス連動債の当初の償還日が延長された場合等、受益者の利益のために委託会社が必要と判断するときには、当該パフォーマンス連動債を売却することや、他の銘柄に入替えることがあります。なお、これらの場合には、当ファンドがあらかじめ目的としている投資成果が達成されない場合があります。

⑤償還延長に関わる留意事項

第5計算期間以降の計算期間（延長された計算期間を含みます。）において、計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日に、当ファンドが保有するすべてのパフォーマンス連動債についての償還に係る受渡しの完了または売却に係る受渡しの完了（以下「全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了」といいます。）を委託会社が確認できない場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託期間を一計算期間（1年間）延長するものとします。また、当該信託期間の延長の累計が3計算期間を超える場合には、以降の延長については、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託期間を延長することができます。なお、委託会社による受渡しの完了の確認とは、委託会社が受託会社より受渡完了の通知を受領することをいいます（後記⑥において同じ。）。

⑥繰上償還に関わる留意事項

- 1) 委託会社は、信託期間中においてこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において投資信託契約の一部を解約すること等の事由により投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなる場合または下回ることとなった場合、法令や税制の変更が発生したとき、パフォーマンス連動債に係る関係者の倒産等の事由により主要投資対象であるパフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合、参照ファンドが運用を中止したり償還した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、投資信託契約を解約し、信託を終了させるこ

とができます。

- 2) 信託期間が延長された場合、延長された計算期間において、計算期間の初日以降当該計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日の前日までの期間に、全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了を委託会社が確認できた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、委託会社が当該確認できた日から40日以内に投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3) 第5計算期間以降の計算期間（延長された計算期間を含みます。）において、計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日の翌日以降当該計算期間の末日までの期間に、全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了を委託会社が確認できた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該計算期間の末日の翌日から40日以内に投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦資産規模等に関わる留意事項

資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等には、本書で説明するような運用が行われない場合があります。

⑧その他の留意事項

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(3) 投資リスクの管理体制

リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。

コンプライアンス部門では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組みられます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

平成22年3月24日から平成22年4月16日までの申込期間中において、販売会社によって当ファンドの取得申込の取り扱いが行われました。その申込期間中、申込手数料はかかりませんでした。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）時に手数料はかかりません。

ただし、換金時には、後記「6 手続等の概要 (2)換金（解約）手続等 ⑤換金（解約）価額」に規定する解約基準日の基準価額に次の率を乗じて得た額が、信託財産留保額として控除されます。

解約基準日が属する月	率
設定日以降平成23年5月以前（クローズド期間）	4.0%
平成23年6月以降平成24年5月以前	3.0%
平成24年6月以降平成25年5月以前	2.0%
平成25年6月以降平成26年5月以前	1.0%
平成26年6月以降	0.0%

信託財産留保額は、パフォーマンス連動債の早期買戻費用（保有期間に応じて4%～1%、保有後約4

年経過後はなし。）に充てられます。

（注）販売会社の受益権についての販売報酬および当ファンドの信託財産留保額（パフォーマンス連動債の早期買戻費用に充てられます。）の現在価値相当額が、当ファンドの設定直後にパフォーマンス連動債のアレンジャーであるソシエテ ジェネラルに支払われます。アレンジャーはかかる金額（上限は設定額の4%）を当ファンドの受益権の申込勧誘に関して販売会社との間で別途締結する契約に基づき、設定直後に当ファンドの販売会社に支払います。

(3) 【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.1865%（税抜1.13%）の率を乗じて得た額とします。また、委託会社、販売会社、受託会社への配分内訳は以下のとおりです。

<内訳>

委託会社：年率0.1050%（税抜0.10%）

販売会社：年率1.0500%（税抜1.00%）

受託会社：年率0.0315%（税抜0.03%）

②信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間の末日（以下「半期末」といいます。）に、当該半期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了に係る受益権口数に対応する金額を投資信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

③委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われ、委託会社が一旦収受した後、委託会社から販売会社に支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用等

- 1) 組入の有価証券等の売買に要する費用、資金の借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- 2) 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.0105%（税抜0.01%）の率を乗じて得た額を上限とした実費の額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。
- 3) 前記1)、2)の費用等に加え、以下に掲げる費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - a. 投資信託振替制度に係る費用
 - b. 有価証券届出書等開示書類（これらの訂正も含みます。）および目論見書（これらの訂正も含みます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成、印刷、交付等に要する費用
 - c. 当ファンドの受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約等に係る事項を記載した書面の作成、届出等に要する費用
 - d. 当ファンドの設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用なお、前記a.からd.までに掲げる費用を総称して、以下「諸費用」といいます。
- 4) 前記3)に定める諸費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.105%（税抜0.10%）の率を乗じて得た額を上限とした実費の額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等相当額とともに投資信

託財産中から支弁します。

※前記1)の費用に関してはあらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することはできません。

②その他の費用・報酬

当ファンドは次の費用・報酬を直接支弁することはありませんが、パフォーマンス連動債へ投資し間接的に参照ファンドおよびマスターファンドに投資するため、これらの費用・報酬は当ファンドの基準価額に影響を与えます。

1) パフォーマンス連動債に係る費用

パフォーマンス連動債においては債券管理費用として債券評価額の0.30%（年率）がかかります。

2) 販売会社の受益権についての販売報酬

パフォーマンス連動債に係る販売会社の受益権についての販売報酬として、当初4年間は、債券評価額の1.10%（上限、年率）がかかります。（注）

（注）販売会社の受益権についての販売報酬および当ファンドの信託財産留保額（パフォーマンス連動債の早期買戻費用に充てられます。）の現在価値相当額が、当ファンドの設定直後にパフォーマンス連動債のアレンジャーであるソシエテ ジェネラルに支払われます。アレンジャーはかかる金額（上限は設定額の4%）を当ファンドの受益権の申込勧誘に関して販売会社との間で別途締結する契約に基づき、設定直後に当ファンドの販売会社に支払います。

3) 参照ファンドに係る費用・報酬

参照ファンドにおいては、管理・保管費用として参照ファンドの純資産額の0.40%（年率、ただし、最低料率・額を設ける場合があります。）がかかります。また、ファンドの設立に係る費用や解約手数料、資金借入費用等がかかる場合があります。

4) マスターファンドに係る費用・報酬

各マスターファンドにおいても、投資顧問報酬や成功報酬のほか、管理・保管報酬、マスターファンドの買付・解約手数料、マスターファンドにおける組入有価証券等の売買に要する費用および保管費用等がかかります（実際にかかる費用・報酬等はマスターファンドにより異なります。有価証券届出書提出日現在、当初組入予定のマスターファンドの投資顧問報酬は純資産額の1.5%～3%（年率）、ハイ・ウォーター・マーク超過分にかかる成功報酬は20%～30%の範囲となることを予定しています。なお、組入れるマスターファンドが変更された場合等には、これらの料率も変更される場合があります。）。

※ ハイ・ウォーター・マーク超過分とは、運用成績が一定の水準以上に達した場合の、当該水準を超過した部分をいいます。

※ 「その他の費用・報酬」に関しては、運用状況等により異なるため、事前に上限、合計額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金は、配当所得として、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われる予定です。

確定申告は不要ですが、確定申告による総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

2) 一部解約時および償還時の課税

償還価額および解約価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は譲渡所得となり、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用される予定です。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合には、原則として確定申告は不要です。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに償還時および解約時の元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）、平成26年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われる予定です。なお、地方税の源泉徴収はありません。

買取請求による換金の場合の課税上の取扱いおよび損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。

また、詳細に関しましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※ 上記の内容は平成23年6月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

平成23年6月30日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ルクセンブルグ	17,413,505,000	98.89%
小 計		17,413,505,000	98.89%
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		194,744,963	1.11%
合 計（純資産総額）		17,608,249,963	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

主要銘柄の明細

平成23年6月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	利率（％）	償還期限	投資比率（％）
ルクセンブルグ	社債券	CODEIS 債	18,650,000,000	100.00	18,650,000,000	93.37	17,413,505,000	0.00	2015年4月22日	98.89

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

平成23年6月30日現在

種類	投資比率（％）
社債券	98.89
合計	98.89

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

平成23年6月30日現在、該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

平成23年6月30日現在、該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成23年6月30日現在及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
設定日 (平成22年4月19日)	19,276,198,686	—	1.0000	—
第1期計算期間 (平成23年5月25日)	17,824,002,952	17,824,002,952	0.9247	0.9247
平成22年6月末日	18,380,258,530	—	0.9535	—
平成22年7月末日	17,965,362,404	—	0.9320	—
平成22年8月末日	17,487,352,939	—	0.9072	—
平成22年9月末日	16,999,615,346	—	0.8819	—
平成22年10月末日	16,858,405,180	—	0.8746	—
平成22年11月末日	17,714,404,615	—	0.9190	—
平成22年12月末日	17,554,703,948	—	0.9107	—
平成23年1月末日	17,781,212,271	—	0.9224	—
平成23年2月末日	17,805,874,178	—	0.9237	—
平成23年3月末日	17,917,669,280	—	0.9295	—
平成23年4月末日	17,789,082,854	—	0.9229	—
平成23年5月末日	17,606,726,958	—	0.9134	—
平成23年6月末日	17,608,249,963	—	0.9219	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期計算期間 (平成22年4月19日～平成23年5月25日)	△7.53%

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成22年4月19日～平成23年5月25日)	19,276,167,000	0

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

平成22年3月24日から平成22年4月16日までの申込期間中において、販売会社において取得申込が行われました。申込期間中の申込（販売）手続等は、以下のとおりとなっております。

(1) 申込方法

①当ファンドの取得申込者は、販売会社所定の手続きを行った上で、取得申込みを行うものとします。

②申込期間（平成22年3月24日（水）から平成22年4月16日（金）まで）の取得申込みの受付は、販売会社の営業時間内とします。

(2) 申込価額

1口当たり1円とします。

(3) 申込手数料

かかりません。

(4) 申込単位

販売会社がそれぞれ定める単位とします。

(5) 申込代金の支払

当ファンドの取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。

(6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求をすることができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 換金（解約）単位

1口単位とします。

(3) 換金（解約）期間

原則として、1、4、7および10月の最終のパリおよびジャージーの銀行営業日を「取引基準日」、当該取引基準日の属する月の3ヵ月前の月を「換金申込月」とし、換金申込月の10日（ただし、当該日が日本の営業日（以下「国内営業日」といいます。）でない場合には、当該日直前の国内営業日とし

ます。）から25日（以下「解約請求受付日」といいます。ただし、当該日がファンド営業日※でない場合には、当該日直前のファンド営業日とします。）までの毎国内営業日に、解約請求により換金の申込みができます。

なお、換金申込みの受け付けは解約請求受付日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合には、翌解約請求受付日での取扱いとなります。

また、解約請求受付日を過ぎた場合には、原則として解約請求の申込みを取り消すことができません。

※ファンド営業日とは、国内営業日であり、かつ、パリの銀行営業日である日をいいます。

(4) クローズド期間

当ファンドでは、平成23年1月以前の取引基準日に係る換金のお申込みはクローズド期間のため原則として受け付けません。なお、初回の換金のお申込期間は平成23年1月7日から平成23年1月25日の予定です。

ただし、クローズド期間中においても、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合に限り、通常と同じ換金手続きにより3ヵ月に一度、換金のお申込みができます。

- 1) 受益者が死亡したとき
- 2) 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3) 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
- 4) 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- 5) その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

なお、委託会社または販売会社は当該受益者（受益者死亡の場合はその相続人）に対し、当該事由を証明する所定の書類の提出を求めることができます。

(5) 換金（解約）価額

原則として、解約請求受付日に係る取引基準日の属する月の2ヵ月後の月の11日（以下「解約基準日」といいます。ただし、当該日がファンド営業日でない場合には、当該日直後のファンド営業日とします。）の基準価額から信託財産留保額を控除した額。

(6) 信託財産留保額

解約基準日の基準価額に次の率を乗じて得た額

解約基準日が属する月	率
設定日以降平成23年5月以前（クローズド期間）	4.0%
平成23年6月以降平成24年5月以前	3.0%
平成24年6月以降平成25年5月以前	2.0%
平成25年6月以降平成26年5月以前	1.0%
平成26年6月以降	0.0%

信託財産留保額は、パフォーマンス連動債の早期買戻費用（保有期間に応じて4%～1%。保有後約4年経過後はなし。）に充てられます。

（注）販売会社の受益権についての販売報酬および当ファンドの信託財産留保額（パフォーマンス連動債の早期買戻費用に充てられます。）の現在価値相当額が、当ファンドの設定直後にパフォーマンス連動債のアレンジャーであるソシエテ ジェネラルに支払われます。アレンジャーはかかる金額（上限は設定額の4%）を当ファンドの受益権の申込勧誘に関して販売会社との間で別途締結する契約に基づき、設定直後に当ファンドの販売会社に支払います。

(7) 換金手数料

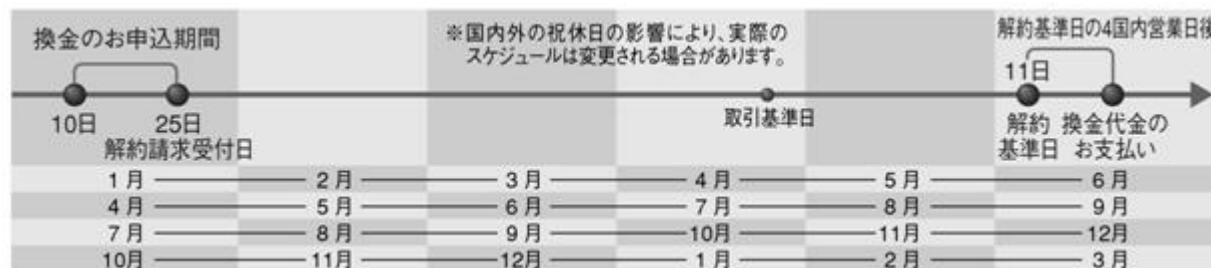
ありません。

(8) 一部解約金の支払い

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として、解約基準日の4国内営業日後の日から支払います。

(9)一部解約スケジュール

《スケジュールのイメージ》



※解約請求受付日から解約基準日（換金価額が決まる日）まで通常4ヵ月半程度かかるため、この間に基準価額が大きく変動する可能性があります。最終の換金のお申込期間は平成26年10月10日から平成26年10月24日の予定です。

換金に係るスケジュールは次のとおりです。

換金のお申込期間	取引基準日	解約基準日	換金代金のお支払い日
平成23年1月7日～25日（解約請求受付日）	平成23年4月29日	平成23年6月14日	平成23年6月20日
平成23年4月8日～22日（解約請求受付日）	平成23年7月29日	平成23年9月12日	平成23年9月16日
平成23年7月8日～25日（解約請求受付日）	平成23年10月31日	平成23年12月12日	平成23年12月16日
平成23年10月7日～25日（解約請求受付日）	平成24年1月31日	平成24年3月12日	平成24年3月16日
平成24年1月10日～25日（解約請求受付日）	平成24年4月30日	平成24年6月11日	平成24年6月15日
平成24年4月10日～25日（解約請求受付日）	平成24年7月31日	平成24年9月11日	平成24年9月18日
平成24年7月10日～25日（解約請求受付日）	平成24年10月31日	平成24年12月11日	平成24年12月17日
平成24年10月10日～25日（解約請求受付日）	平成25年1月31日	平成25年3月11日	平成25年3月15日
平成25年1月10日～25日（解約請求受付日）	平成25年4月30日	平成25年6月11日	平成25年6月17日
平成25年4月10日～25日（解約請求受付日）	平成25年7月31日	平成25年9月11日	平成25年9月18日
平成25年7月10日～25日（解約請求受付日）	平成25年10月31日	平成25年12月11日	平成25年12月17日
平成25年10月10日～25日（解約請求受付日）	平成26年1月31日	平成26年3月11日	平成26年3月17日
平成26年1月10日～24日（解約請求受付日）	平成26年4月30日	平成26年6月11日	平成26年6月17日
平成26年4月10日～25日（解約請求受付日）	平成26年7月31日	平成26年9月11日	平成26年9月18日
平成26年7月10日～25日（解約請求受付日）	平成26年10月31日	平成26年12月11日	平成26年12月17日
平成26年10月10日～24日（解約請求受付日）	平成27年1月30日	平成27年3月11日	平成27年3月17日

※上記スケジュールは有価証券届出書提出日現在の情報に基づいて作成したものです。このため、国内外の祝休日の状況によっては、今後変更される場合があります。

(10) 一部解約の請求の受付を中止する特別な場合

委託会社は、何らかの事由により当ファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の値付け業務や売買が制限・中止・延期された場合、参照ファンドの価格の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合、参照ファンドの買付や解約の一部または全部が制限・中止・延期された場合、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときには、委託会社の判断で当ファンドに係る換金のお申込みの受付および既に受付けた換金のお申込みを制限・延期・中止（取消し）する場合、または、既に受付けた換金のお申込みに係る解約基準日（換金価額が確定する日）を延期（換金代金の支払日も延期されます。）する場合があります。

前記の理由により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当該解約請求受付日に係る一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、原則として、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(5)の規定に準じて算出した価額とします。

- (11) 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額は、設定日に1口当たり1円（1万口当たり10,000円）より開始します。

《主な投資対象の評価方法》

公社債等：計算日※1における、次に掲げるいずれかの価額で評価します。※2

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- (2) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- (3) 価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

②基準価額の算出頻度および照会先

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-4520-8400

（受付時間：営業日の 9：00～17：00）

なお、当ファンドの基準価額には、パフォーマンス連動債の価格を通じて、原則として、月次で算出される参照ファンドの価格および日々の為替レートが反映されています。このため、参照ファンドの価格の変動は実質的には月に一度しか反映されません。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成22年4月19日（信託設定日）より平成27年5月25日までとします。ただし、「(5) その他 ①信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日まで、また、「(5) その他 ⑨信託期間の延長」に該当する場合には、信託期間延長後の当該信託の終了の日までとしま

す。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年5月26日から翌年5月25日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成22年4月19日から平成23年5月25日までとします。

前記にかかわらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、当該信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託の終了

1) 投資信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託期間中においてこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において投資信託契約の一部を解約すること等の事由により投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなる場合または下回ることとなった場合、法令や税制の変更が発生したとき、パフォーマンス連動債に係る関係者の倒産等の事由により主要投資対象であるパフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合、参照ファンドが運用を中止したり償還した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 信託期間が延長された場合、延長された計算期間において、計算期間の初日以降当該計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日の前日までの期間に、この投資信託が保有するすべてのパフォーマンス連動債についての償還に係る受渡しの完了または売却に係る受渡しの完了（以下「全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了」といいます。）を委託会社が確認できた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、委託会社が当該確認できた日から40日以内に投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、委託会社による受渡しの完了の確認とは、委託会社が受託会社より受渡完了の通知を受領することをいいます（以下同じ。）。
- c. 第5計算期間以降の計算期間（延長された計算期間を含みます。）において、計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日の翌日以降当該計算期間の末日までの期間に、全保有パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了を委託会社が確認できた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該計算期間の末日の翌日から40日以内に投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- d. 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- e. 前記d.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下e.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- f. 前記d.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- g. 前記d.からf.までの規定は、次に該当する場合には適用しません。

イ. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

ロ. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記d.からf.までの手続きを行うことが困難な場合

2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの投資信託契約を解約し信託を終了させます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は後記「② 投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

4) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「② 投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

②投資信託約款の変更等

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は「②投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2) 委託会社は、前記1)の事項（前記1)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3) 前記2)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本3)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4) 前記2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

6) 前記2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- 7) 前記1) から6) の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて、当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

④他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1) 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2) 他の受益者が有する受益権の内容

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、原則として、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧投資信託約款に関する疑義の取扱い

当ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑨信託期間の延長

- 1) 第5計算期間以降の計算期間（延長された計算期間を含みます。）において、計算期間の末日が属する月の前月の最終国内営業日に、パフォーマンス連動債の償還等に係る受渡しの完了を委託会社が確認できない場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託期間を一計算期間（1年間）延長するものとします。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託期間を延長しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 当該信託期間の延長の累計が3計算期間を超える場合には、以降の延長については、委託会社は受託会社と合意のうえ、この投資信託の信託期間を延長することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、信託期間を延長しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 3) 委託会社は、前記2) の規定による信託期間の延長について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託期間の延長の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4) 前記3) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本4) において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5) 前記3) の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 6) 前記3) から5) までの規定は、委託会社が当ファンドの信託期間の延長について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記

録により同意の意思表示をした場合には適用しません。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、投資信託財産に生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。一部解約金の支払いは販売会社の各営業所等において行います。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約（前記「1 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了 1)投資信託契約の解約 a.」）、重大な投資信託約款の変更等または信託期間の延長（前記「1 資産管理等の概要（5）その他 ⑨信託期間の延長 2）」）を行う場合において、書面決議において当該解約、重大な約款の変更等または当該信託期間の延長に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記の「1 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了 1)投資信託契約の解約 d.」または「1 資産管理等の概要（5）その他 ②投資信託約款の変更等 2）」または「1 資産管理等の概要（5）その他 ⑨信託期間の延長 3）」に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

(6) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第32条により、平成22年4月19日から平成23年5月25日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年4月19日から平成23年5月25日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

みずほ グローバル・マクロ・ファンド（2010-04）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第 1 期 (平成23年 4月 25日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	275,114,423
社債券	17,679,151,000
未収利息	376
流動資産合計	17,954,265,799
資産合計	17,954,265,799
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	3,343,437
未払委託者報酬	122,592,757
その他未払費用	4,326,653
流動負債合計	130,262,847
負債合計	130,262,847
純資産の部	
元本等	
元本	※ 2 19,276,167,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 3 △1,452,164,048
元本等合計	17,824,002,952
純資産合計	17,824,002,952
負債純資産合計	17,954,265,799

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1期 自 平成22年 4月 19日 至 平成23年 5月 25日
営業収益		
受取利息		272,768
有価証券売買等損益		△1,210,849,000
営業収益合計		△1,210,576,232
営業費用		
受託者報酬		6,189,075
委託者報酬		226,932,587
その他費用		8,466,154
営業費用合計		241,587,816
営業利益又は営業損失（△）		△1,452,164,048
経常利益又は経常損失（△）		△1,452,164,048
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,452,164,048
期首剰余金又は期首欠損金（△）		—
分配金		—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△1,452,164,048

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期 自 平成22年4 月19日 至 平成23年5 月25日
有価証券の評価基準及び 評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等 から提示される気配相場に基づいて評価し ております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期 (平成23年5月25日現在)
1. 設定年月日	平成22年4月19日
	19,276,167,000円
設定元本額	
期首元本額	19,276,167,000円
元本残存率	100.0%
※2. 計算期間末日における受益権の総数	19,276,167,000口
※3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は1,452,164,048円で あります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成22年4 月19日 至 平成23年5 月25日		
分配金の計算過程		
区 分		金額 (円)
当ファンドの配当等収益額	A	272,768
経費	B	241,587,816
差引配当等収益額	C (A-B)	△241,315,048
当ファンドの当期末残存受益権口数	D	19,276,167,000
当ファンドの期中平均残存受益権口数	E	19,276,167,000
分配可能額	F (C×D/E)	—
1 万口当たり分配可能額	G (F/D) *10,000	—
分配額	H	—
1 万口当たり分配額	I (H/D) *10,000	—

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 平成22年4 月19日 至 平成23年5 月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主としてユーロ円建て社債券を、売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスクおよび流動性リスク等があります。当ファンドは主として特定のユーロ円建て社債券に投資するため、銘柄集中リスクがあります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 法務・コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 (平成23年5月25日現在)
1. 貸借対照表上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。

2. 時価の算定方法	(1) 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

第1期（自 平成22年4月19日 至 平成23年5月25日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	△1,210,849,000
合計	△1,210,849,000

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期（自 平成22年4月19日 至 平成23年5月25日）

該当事項はございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自 平成22年4月19日 至 平成23年5月25日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
SG 証券東京支店	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	18,890,000,000円	未払金	-円

取引条件及び取引条件の決定方針

投資対象債券については目論見書記載の投資方針に基づき、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイが発行する社債（ユーロ円建て債券）を主要投資対象とし、ユーロ円建て債券を高位に組入れる運用を行っております。ユーロ円建て債券においては、参照ファンドのパフォーマンスにより償還額が決定する旨が、あらかじめ発行条件として定められております。なお、投資対象債券の発行体の選定にあたっては、発行される債券に係る信用力補完の仕組みや同種の債券の発行実績、発行条件等を総合的に勘案しております。

(1口当たり情報)

区分	第1期 (平成23年5月25日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9247円 (9,247円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	Codeis 債券	18,890,000,000	17,679,151,000	
合計		18,890,000,000	17,679,151,000	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年6月30日現在

I 資産総額	17,628,862,038円
II 負債総額	20,612,075円
III 純資産総額（I－II）	17,608,249,963円
IV 発行済口数	19,100,767,000口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9219円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の譲渡に係る記載または記録

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、前記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年6月末現在

資本金の額 4億9,800万円

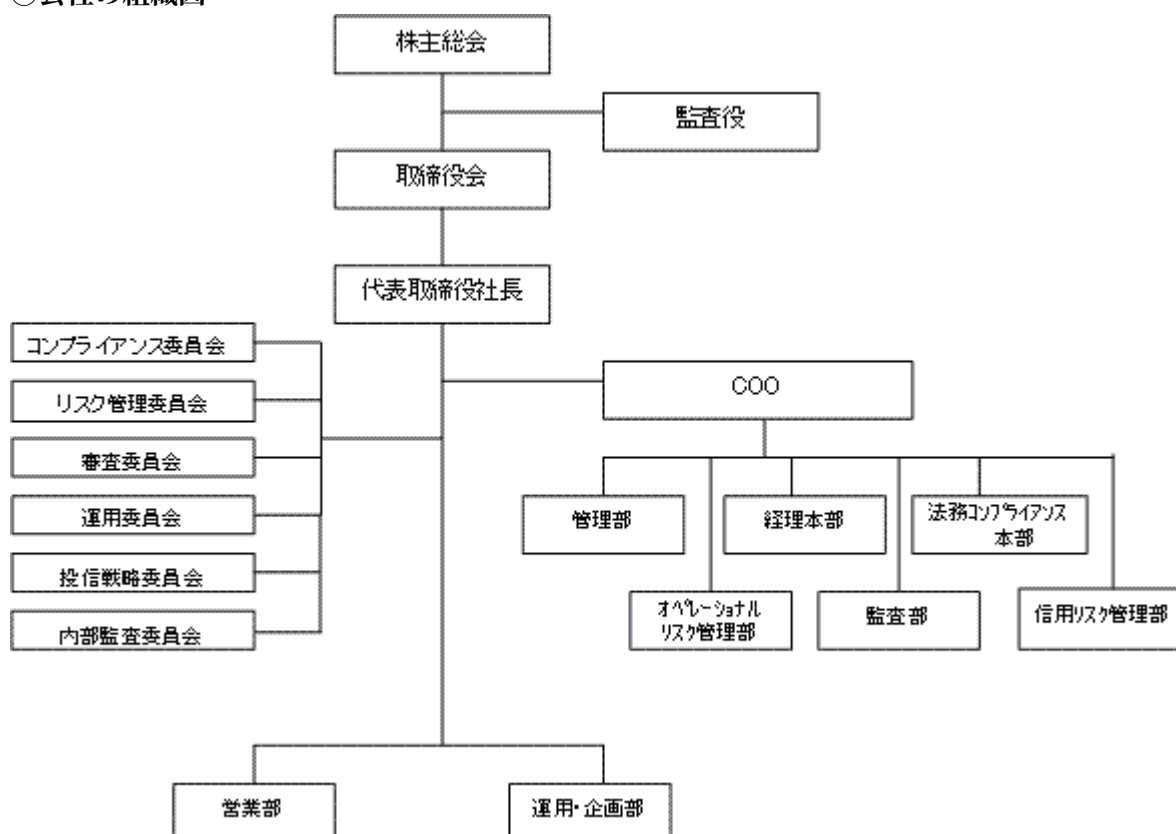
発行株式総数 40,000株

発行済株式総数 9,960株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成23年6月末現在）

①会社の組織図

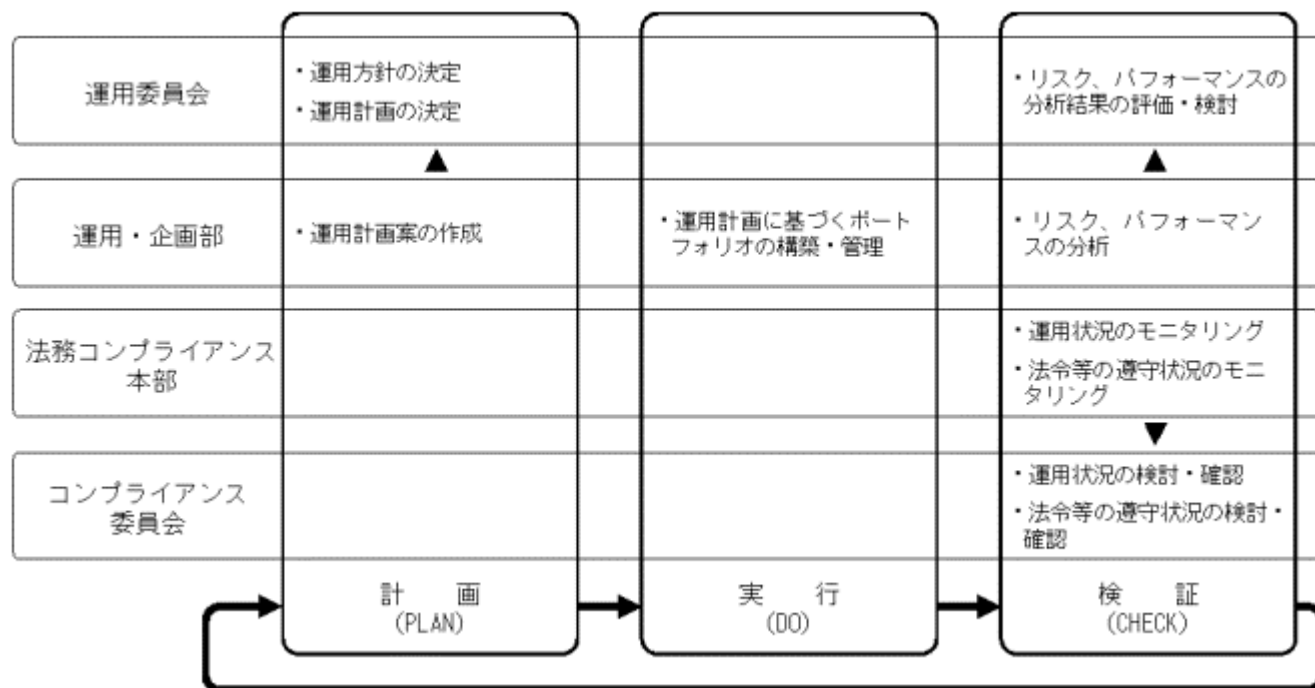


②会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補充、または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任することができます。

③投資運用の意思決定機構



計画（PLAN）：運用・企画部で運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会にて決定します。

実行（DO）：運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築および管理を行います。

検証（CHECK）：運用・企画部では、リスクおよびパフォーマンスの分析を行います。また、分析の結果は運用委員会に報告され、内容について評価・検討を行います。
法務コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングを行います。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」で定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成23年6月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）の本数は12本（単位型株式投資信託3本、追加型株式投資信託9本）、純資産総額の合計は、約195,347百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業者等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第3期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第4期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第3期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第4期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財

務諸表について新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別	第 3 期 (平成22年3月31日現在)			第 4 期 (平成23年3月31日現在)		
科 目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)			%			%
流動資産						
現金・預金		49,089			144,496	
前払費用		760			476	
未収消費税等		3,886			-	
未収委託者報酬		26,445			144,323	
未収収益		91,704			62,573	
その他		2,037			8,889	
流動資産計		173,924	86.3		360,758	93.3
固定資産						
有形固定資産 ※1						
建物附属設備	2,565			2,261		
器具備品	4,147	6,712		3,711	5,973	
無形固定資産 ※2						
ソフトウェア	1,231	1,231		726	726	
投資その他の資産						
長期差入保証金	19,754	19,754		19,320	19,320	
固定資産計		27,699	13.7		26,019	6.7
資産合計		201,623	100.0		386,778	100.0

(単位：千円)

期 別	第 3 期 (平成22年3月31日現在)			第 4 期 (平成23年3月31日現在)		
科 目	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		6,551			7,732	
未払金		48,904			170,095	
未払手数料	19,136			119,861		
その他未払金	29,768			50,234		
未払法人税等		1,155			1,580	
未払消費税等 ※3		-			268	
賞与引当金		12,380			18,943	
流動負債計		68,992	34.2		198,620	51.4
固定負債						
役員退職慰労引当金		6,619			8,854	
長期賞与引当金		1,964			2,737	
固定負債計		8,584	4.30		11,591	3.0
負債合計		77,576	38.5		210,212	54.3
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		498,000	247.0		498,000	128.8
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	△373,952			△321,433		
利益剰余金合計		△373,952	△185.5		△321,433	△83.1
株主資本合計		124,047			176,566	
純資産合計		124,047	61.5		176,566	45.7
負債・純資産合計		201,623	100.0		386,778	100.0

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

期 別	第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)			第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		
	内 訳	金 額	百 分 比	内 訳	金 額	百 分 比
営業収益			%			%
委託者報酬	51,618			499,387		
運用受託報酬	-			4,307		
その他営業収益	293,161	344,780		356,456	860,151	
営業収益計		344,780	100.0		860,151	100.0
営業費用						
支払手数料		33,727			398,281	
広告宣伝費		1,050			2,337	
委託計算費		19,707			28,996	
営業雑経費						
通信費	5,236			6,855		
印刷費	8,026			1,115		
協会費	1,024	14,286		2,809	10,779	
営業費用計		68,772	20.0		440,396	51.2
一般管理費						
給料						
役員報酬	33,326			39,100		
給料・手当	99,788			119,182		
賞与	17,180	150,294		26,047	184,330	
福利厚生費		15,580			20,429	
交際費		864			1,268	
旅費交通費		5,797			8,827	
租税公課		1,819			2,371	
不動産賃借料		23,776			24,823	
退職給付費用		8,683			17,508	
役員退職慰労引当金繰入額		2,545			2,234	
賞与引当金繰入額		7,804			16,090	
減価償却費 ※1		1,844			1,854	
業務委託費		58,207			59,340	
消耗品費		1,167			1,255	
会計監査費		18,493			15,752	
諸経費		7,587			11,566	
一般管理費計		304,467	88.3		367,654	42.7
営業利益又は営業損失 (△)		△28,459	△8.3		52,101	6.1
営業外収益						
受取利息		0			0	
為替差益		758			729	
雑収入		7			287	
営業外収益計		767	0.2		1,018	0.1
経常利益又は経常損失 (△)		△27,692	△8.1		53,119	6.2
特別利益						
前期損益修正益		893			-	
特別利益計		893			-	
特別損失						
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-			310	
特別損失計		-	0.3		310	0.0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△26,799	△7.8		52,808	6.1
法人税、住民税及び事業税		290	△0.1		290	0.0
当期純利益又は当期純損失 (△)		△27,089	△7.9		52,518	6.1

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

期 別	第 3 期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	498,000	498,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	498,000	498,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	△346,863	△373,952
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	△27,089	52,518
当期変動額合計	△27,089	52,518
当期末残高	△373,952	△321,433
株主資本合計		
前期末残高	151,136	124,047
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	△27,089	52,518
当期変動額合計	△27,089	52,518
当期末残高	124,047	176,566
純資産合計		
前期末残高	151,136	124,047
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 (△)	△27,089	52,518
当期変動額合計	△27,089	52,518
当期末残高	124,047	176,566

[次へ](#)

重要な会計方針

項 目	第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物付属設備 10～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
2 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、期末要支給額を計上しております。 (3) 長期賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当期会計期間負担額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同 左 (2) 役員退職慰労引当金 同 左 (3) 長期賞与引当金 同 左
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

項 目	第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
-----	---------------------------------------	---------------------------------------

1 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	（資産除去債務に関する会計基準等の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ103千円、税引前当期純利益は414千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額は414千円であります。
---------------------------	---	---

注記事項

（貸借対照表関係）

第 3 期 （平成22年3月31日現在）	第 4 期 （平成23年3月31日現在）												
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>784千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>2,648千円</td></tr> </table> ※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>1,295千円</td></tr> </table> ※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未払消費税等」として表示しております。	建物付属設備	784千円	器具備品	2,648千円	ソフトウェア	1,295千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>1,088千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3,694千円</td></tr> </table> ※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>1,800千円</td></tr> </table> ※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	建物付属設備	1,088千円	器具備品	3,694千円	ソフトウェア	1,800千円
建物付属設備	784千円												
器具備品	2,648千円												
ソフトウェア	1,295千円												
建物付属設備	1,088千円												
器具備品	3,694千円												
ソフトウェア	1,800千円												

（損益計算書関係）

第 3 期 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）	第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）								
※1 減価償却費は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>1,339千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>505千円</td></tr> </table>	有形固定資産	1,339千円	無形固定資産	505千円	※1 減価償却費は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>1,349千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>505千円</td></tr> </table>	有形固定資産	1,349千円	無形固定資産	505千円
有形固定資産	1,339千円								
無形固定資産	505千円								
有形固定資産	1,349千円								
無形固定資産	505千円								

（株主資本等変動計算書関係）

第 3 期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式 普通株式(株)	9,960	-	-	9,960

第 4 期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式 普通株式(株)	9,960	-	-	9,960

（金融商品関係）

第 3 期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません

（（注2）をご参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	49,089	49,089	-
未収委託者報酬	26,445	26,445	-

未収収益	91,704	91,704	-
未払手数料	19,136	19,136	-
その他未払金	29,768	29,768	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、並びにその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期差入保証金（貸借対照表計上額19,754千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決済日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	49,089	-
未収委託者報酬	26,445	-
未収収益	91,704	-
合計	167,239	-

（注4）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

第4期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	144,496	144,496	-
未収委託者報酬	144,323	144,323	-
未収収益	62,573	62,573	-
未払手数料	119,861	119,861	-
その他未払金	50,234	50,234	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、並びにその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決済日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	144,496	-
未収委託者報酬	144,323	-
未収収益	62,573	-
合計	351,392	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（税効果関係）

第3期 (平成22年3月31日現在)	第4期 (平成23年3月31日現在)																												
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（単位：千円） <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>124,366</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>5,837</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>2,693</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>492</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>133,389</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△133,389</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	税務上の繰越欠損金	124,366	賞与引当金	5,837	役員退職慰労引当金	2,693	未払事業税否認	492	繰延税金資産小計	133,389	評価性引当額	△133,389	繰延税金資産合計	-	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（単位：千円） <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td><td>92,391</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>5,410</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>3,602</td></tr> <tr> <td>未払事業税否認</td><td>525</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>101,928</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△101,928</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>-</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実行税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	税務上の繰越欠損金	92,391	賞与引当金	5,410	役員退職慰労引当金	3,602	未払事業税否認	525	繰延税金資産小計	101,928	評価性引当額	△101,928	繰延税金資産合計	-
税務上の繰越欠損金	124,366																												
賞与引当金	5,837																												
役員退職慰労引当金	2,693																												
未払事業税否認	492																												
繰延税金資産小計	133,389																												
評価性引当額	△133,389																												
繰延税金資産合計	-																												
税務上の繰越欠損金	92,391																												
賞与引当金	5,410																												
役員退職慰労引当金	3,602																												
未払事業税否認	525																												
繰延税金資産小計	101,928																												
評価性引当額	△101,928																												
繰延税金資産合計	-																												

（資産除去債務関係）

第 4 期
（自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を入居開始から29年と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は3,001千円であります。また資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

(セグメント情報)

第 4 期
（自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

第 4 期
（自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	フランス（欧州）	合計
45,680	315,083	360,763

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

なお、委託者報酬499,387千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ	315,083	資産運用業

（注）なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第 3 期（自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内 容	議決権 等の被 所有割 合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	リクソー アセット・ マネジメン ト	フランス、 パリ	40,506千 ユーロ	資産運 用会社	なし	取締役1 名	外国投信 付随業務	付随業務 サービス料 の受け取り	248,339	未収収益	77,820
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル 証券会社 東京支店	東京都 港区	229,642 千ドル	証券業	なし	取締役2 名	外国投信 付随業務 及び 業務 委託	付随業務 サービス料 の受け取り	45,319	未収収益	12,498
							業務 委託	業務委託費 の支払い	61,177	未払金	21,065
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル 銀行 東京 支店	東京都 港区	924,757千 ユーロ	銀行業	なし	なし	不動産 賃借	不動産等 賃借料の支 払、保証金 の差入	3,287	長期差入 保証金	19,754

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

（注2）業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソシエテ ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）、ニューヨーク証券取引所（ADR上場）に上場）

第 4 期（自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有（被 所有） 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	リクソー アセット・ マネジメン ト	フランス、 パリ	161,106 千ユーロ	資産運 用会社	なし	外国投信 付随業務	付随業務 サービス料 の受け取り	315,083	未収収益	54,756
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル 証券会社 東京支店	東京都 港区	229,642 千米ドル	証券業	なし	外国投信 付随業務 及び 業務 委託	付随業務 サービス料 の受け取り	41,373	未収収益	7,815
							業務委託費 の支払い	59,340	未払金	20,552

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

(注2) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソシエテ ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）、ニューヨーク証券取引所（ADR上場）に上場）

（一株当たり情報）

第 3 期 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）	第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

一株当たり純資産額 12,454円54銭 一株当たり当期純損失 2,719円83銭 なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、一株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。 注）一株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損失 (千円)</td> <td>27,089</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失 (千円)</td> <td>27,089</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>9,960</td> </tr> </tbody> </table>	第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)		当期純損失 (千円)	27,089	普通株式に係る当期純損失 (千円)	27,089	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960	一株当たり純資産額 17,727円53銭 一株当たり当期純利益 5,272円99銭 なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 注）一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益 (千円)</td> <td>52,518</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益 (千円)</td> <td>52,518</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>9,960</td> </tr> </tbody> </table>	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当期純利益 (千円)	52,518	普通株式に係る当期純利益 (千円)	52,518	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960
第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)																					
当期純損失 (千円)	27,089																				
普通株式に係る当期純損失 (千円)	27,089																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				
第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)																					
当期純利益 (千円)	52,518																				
普通株式に係る当期純利益 (千円)	52,518																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				

(重要な後発事象)

第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件、その他委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社（平成23年3月末現在）

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ信託銀行株式会社	247,303百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概要

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成23年3月末現在）

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原投資信託契約に係る信託事務の処理の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託会社（みずほ信託銀行株式会社）から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管

することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167百万円 (平成23年3月末現在)	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店	229,641,869.63米ドル (約19,237百万円) ※ (平成23年5月末現在)	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。

*払込資本の額です。円貨換算レートは、1米ドル＝83.77円（平成23年5月末時点）を使用しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社と販売会社であるソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店は、ソシエテ ジェネラルの子会社です。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

平成22年11月26日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

リクソー投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているみずほ グローバル・マクロ・ファンド(2010-04)の平成22年4月19日から平成23年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ グローバル・マクロ・ファンド(2010-04)の平成23年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

リクソー投信株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鴨下 裕嗣
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

リクソー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。